

・応募者が、自己都合により又は就業規則違反等の応募者の責に帰すべき事由により

退職したときは、リハビリ・ジョブに対し、以下の各号の通り、紹介手数料を申込者に返還する。

- 1) 新規採用者が入社後、7日以内に退職した場合には報酬額の90%
- 2) 新規採用者が入社後、8日以上、30日以内に退職した場合には報酬額の70%
- 3) 新規採用者が入社後、31日以上、90日以内に退職した場合には報酬額の50%

・リハビリ・ジョブは、申込者がリハビリ・ジョブへ当該応募者が退職した旨を通知

した日の翌月末までに、前項の返還金を、申込者の指定する金融機関口座に、振り込んで支払う。振込手数料は、リハビリ・ジョブの負担とする。